

「第五期RIETI PC-LANサービスの調達に係る調達実施要項」に対する質問と回答

| 項 | 資料名 | 頁 | 項番号 | 項目 | 項目名等(具体的箇所) | 質問事項 | 回答 |
|----|--------|---------|-------------|----------------------|---|--|--|
| 1 | 要求仕様書 | 2 | 1の5の(4) | 研究者向けのネットワークセグメントの追加 | 一般職員と分離することで管理の強化を図る。 | 管理の強化とは、分割したセグメントをネットワーク機器による通信制御を実現するという理解でよろしいでしょうか。 | セグメントを分割し、相互間の安全性等を確保し、管理しやすくすることを意図しています。その方法はネットワーク機器による通信制御に限定しません。 |
| 2 | 要求仕様書 | 3 | 1の7の(2) | 作業スケジュール | 新旧システムの並行稼働期間 | 並行稼働が必要な対象システムをご提示願います。合わせて、並行稼働の状態は、具体的にどのような状態となっていればよいか、ご教授願います。 | 対象はLANシステム全体となり、ユーザーから見ればクライアントPCが2台あり、現行の第四期のシステムのみならず第五期のシステムの利用できる状態を指します。ただし、ドメインの関係からメールサービスに関連する業務と、スペースの関係から複合機等の印刷機器や印刷機器を利用する業務は並行稼働の対象外とします。 |
| 3 | 要求仕様書 | 7 | 1の9の(3)のク | 作業要員に求める資格等の要件 | 運用/保守チームの資格要件 | 記載内容は以下と認識いたしましたが、相違ないでしょうか。(7)、(イ)の資格を有するか、または、それぞれと同等の経験を有する者を1名以上含めること。 | ご認識のとおりです。 |
| 4 | 要件定義書 | 21 | 3.2.5の(1)のシ | ビジネスチャットサービス | メッセージの一括削除 | 自身が送信した複数メッセージの一括削除はTeamsの仕様上実現不可のため修正をお願いします。 | 1件ずつ削除することができれば問題ないものとします。 |
| 5 | 要件定義書 | 30 | 3.4.4の(1)のス | インベントリ管理サーバー | インターネットVPN経由で行うこと | インターネットVPN経由とありますが、アップロードするために必要な要件をご提示願います。 | 資産管理情報をアップロードできるだけの回線速度を有し、盗聴等の恐れがない回線であれば問題ありません。 |
| 6 | 要件定義書 | 32 | 3.4.6の(1)のイ | バッチ適用等のアップデート対応 | CMS、ReIMS、会計システム等に係るバッチ適用 | CMS、ReIMS、会計システム等については、バッチ適用前のサービス停止、バッチ適用後の動作確認、障害時の調査等を行うことは運用事業者様でなければ困難です。バッチ資料の提供までとし、バッチ適用作業はそれぞれの運用事業者様で実施いただくことは可能でしょうか。 | 事業者決定後、会計システム等の事業者と協議のうえ決定してください。バッチ適用をそれぞれの実施事業者にて実施する場合は、その手段・環境の提供が必要となります。 |
| 7 | 要件定義書 | 51 | 5.6.1の(1)のア | 暗号化 | 暗号モジュールの交換 | 「(ア)システムのコンポーネントとして暗号モジュールの交換を行うこと。」とは、暗号化アルゴリズムの変更という理解でよろしいでしょうか。また対象範囲は外部とのhttp通信の暗号化要件の理解でよろしいでしょうか。 | 当該項目の意図は、暗号化が危殆化したときに暗号化アルゴリズムの変更が可能であること、それが不可能である場合は暗号化製品自体を交換する等の対応が可能であること、です。また、対象は外部との通信の暗号化と共有ファイルの暗号化です。 |
| 8 | 要件定義書 | 51 | 5.6.1の(1)のイ | 暗号化 | 安全なプロトコル | 「(イ)複数のアルゴリズム及びそれらに基づいた安全なプロトコルを選択できること。」について対象範囲は外部とのhttp通信の暗号化要件の理解でよろしいでしょうか。 | 対象は外部との通信の暗号化と共有ファイルの暗号化です。 |
| 9 | 要件定義書 | 51 | 5.6.1の(1)のウ | 暗号化 | 暗号モジュール試験及び認証制度 | 「(ウ)暗号モジュール試験及び認証制度」に基づき認証を取得している製品を選択すること。」について対象範囲は外部とのhttp通信の暗号化要件の理解でよろしいでしょうか。またIPAで公開されている「承認されたセキュリティ機能」と同等の機能を有する理解でよろしいでしょうか。 | 対象は外部との通信の暗号化と共有ファイルの暗号化です。また、暗号モジュール試験及び認証制度に関する考え方は、ご認識のとおりです。 |
| 10 | 要件定義書 | 51 | 5.6.1の(1)のエ | 暗号化 | 暗号モジュール | 「(エ)暗号化された情報の復号や電子署名の付与に用いる鍵は、以下のような耐タンパ性を有する暗号モジュールへ格納できること。」について、耐タンパ性を有する暗号モジュールは、本調達には含まれない理解です。暗号化モジュールは、どのような製品を想定されていますでしょうか。 | 対タンパ性を有するモジュールであることを明確に証明できる製品が望ましいですが、同等のセキュリティ強度を確保できることを示すことができる製品であれば問題ありません。 |
| 11 | 要件定義書 | 58 | 5.9.1の(1)のエ | ログ管理 | 基本項目 | 保存容量が膨大となるため、6か月間保存の対象外とさせていただけないでしょうか。意見招請のご回答で、本要件を削除される旨がございましたので、ご修正の検討を何卒、お願いします。 | 通信パケットのログに関しては、データ量が膨大となるため意見招請時にログの保管の要件を削除しましたが、それ以外の5.9.1の(1)のウに掲げる情報のログの6ヶ月間保存は必要です。 |
| 12 | 要件定義書 | 19 | 3.2.4の(2)のウ | グループウェアサービス | ポータルは以下のコンテンツへの誘導ができること | ご提示頂いた「参考資料7」の情報が現システムのコンテンツと理解しました。新システムにおいては、各コンテンツへのリンク先を記載したポータル画面を作成する理解で正しいでしょうか。また、会議室の情報は、新システムで管理する情報と理解しています。会議室の情報についても、同様にポータル画面から参照するための画面を用意する理解で正しいでしょうか。 | ポータル画面について、ご認識のとおりです。会議室の情報は、要件定義書20ページの3.2.4の(6)に記載した要件を満たす画面へのリンクをポータル画面に作成していただく、又はポータル画面に会議室情報を参照するための画面を設けていただくことを想定しています。 |
| 13 | 要件定義書 | 32 | 3.4.6の(1)のア | バッチ適用等のアップデート対応 | CMS、ReIMS、会計システム等に係るバッチ適用 | CMS、ReIMS、会計システム等に係るバッチ適用において、フルバックアップの仕組みが必須と考えます。該当システムのサーバに対して、フルバックアップの仕組みの提供が必要という理解でよろしいでしょうか。合わせて、その他のライセンス(ウイルス対策、プロキシアクセスなど)について、本調達での必要なライセンスのご提示をお願いします。 | フルバックアップについて、会計システム等の事業者がデータ整合性等を確認する前提ですが、バックアップの仕組みの提供が必要となります。ウイルス対策等は、会計システム等の事業者と協議のうえLANシステムと同じ製品で実施することを想定しているため、特段のライセンスの提示は予定していません。 |
| 14 | 要件定義書 | 75 | 6.3.3の(3)のヌ | モノクロ複合機 | 20グループ以上のカラー別コピー枚数(面数)・カラー別プリント枚数(面数)の集計が行えること。 | 本項目はモノクロ複合機の要件のため、「カラー」ではなくモノクロが正しいという認識でよろしいでしょうか。 | モノクロとカラーのそれぞれのプリント枚数(面数)を集計する(モノクロ複合機の場合、すべてモノクロにカウントされる。)事を求めています。 |
| 15 | 要件定義書 | 77 | 6.3.4の(1)のカ | ネットワーク関連機器 | UPS機能を提供すること | UPSを導入する目的は、瞬断や電源供給不可時に継続稼働させる目的と判断しています。UPSにて電源を供給する範囲は、本部及び分室間とデータセンターに接続する機器のみを保全する目的という理解でよろしいでしょうか。 | ご認識のとおりです。 |
| 16 | 要件定義書 | 101 | 9.5.1の(8)のキ | データセンター機器収容ラック | 機器収容ラックは静音型であること | データセンターのラックは、運用管理・コスト面を考慮した上で、データセンター事業者として最適なラックを選定しております。静音型の要件を緩和頂けないでしょうか。なお、本部・分室に設置するラックは、静音型ラックをご提案させていただきます。 | 要件定義書102ページの9.5.3の(1)のケに記載のとおり、当研究所が指定する者が立ち入ることあることから、静音対応を求めます。ただし、手段はラックに限定しません。 |
| 17 | 評価項目一覧 | 187/206 | 6の1 | クライアントPC | クライアントPCについて、当研究所が要件定義書3.1、6.4.2及び6.5.3で定める要件を満たすことが明瞭に示されているか。 | 評価基準内容に記載されている要件定義書6.4.2はサーバに関する要件となっており、また、6.5.3は存在していません。対象は3.1及び6.4.3項を満たすことで問題ありませんでしょうか。 | 対象の項番を修正します。 |
| 18 | 評価項目一覧 | 187/206 | 7の1 | ネットワーク回線 | 要件定義書3.5及び6.6で定める要件を満たすこと | 評価基準内容に記載されている要件定義書6.6が存在していません。要件定義書3.5項を満たすことで問題ありませんでしょうか。 | 対象の項番を修正します。 |

| 項 | 資料名 | 頁 | 項番号 | 項題 | 項目名等(具体的箇所) | 質問事項 | 回答 |
|----|-------|----|-----------|-------------------|--|---|---|
| 19 | 要求仕様書 | 2 | 1の5の(4) | | 図1 第5期RIETI PC-LANのイメージ図 | セグメントの考え方について以下セグメントを作成するという認識でよろしいでしょうか。 【サーバ】 基幹/会計/DMZ 【本部】 研究支援/国際・広報/研究者/総務/ヘルプデスク/会計/会計(個人情報)/本部サーバールーム 【分室】 分室 | ご認識のとおりです。 |
| 20 | 要求仕様書 | 18 | 2の3の(4)のA | 現地調査 | (ア)…「電源系統図」、「フロアレイアウト」、「配線系統図」等は、契約締結後、受注者に開示するものとする。… | 「電源系統図」、「フロアレイアウト」、「配線系統図」に加えてLAN配線必要な箇所をプロットした資料を入札前に提示いただけないでしょうか。 | 同様の情報が記載された参考資料の閲覧及び現地の確認は可能です。 |
| 21 | 要求仕様書 | 21 | 2の4の(9) | 契約期間満了後の措置 | ク 撤去作業及びデータ消去作業終了後、受注者は証明書を提出すること。 | データ消去証明書は弊社で標準的にお客様へ提出している証明書でよろしいでしょうか | データの消去が確実に実施されたことを証明できれば、様式は問いません。 |
| 22 | 要件定義書 | 2 | 1.3.1. | 全体構成 | 図1-1第5期PC-LANシステム構成 | パブリッククラウドサービスのコンテンツ改訂検知にて現行使用されております製品をご教示ください。 | i-Filterです。 |
| 23 | 要件定義書 | 3 | 1.3.2の(4) | RIETI本部サーバールーム | (ア)…内部に設置されている既存システムやNAS等の機器は、第五期RIETI PC-LANシステムの調達対象外であるが、継続利用するため、そのネットワーク接続を許容する構成とする。 | 既存システムやNAS等の機器は何台あるのでしょうか。サーバやNASなど製品種目とともに台数を教示いただきたいです。 | NASが2台あります。 |
| 24 | 要件定義書 | 4 | 1.3.2の(6) | RIETI本部及びRIETI分室 | (イ)…タイムレコーダー、入室管理システム等の機器は、第五期RIETI PC-LANシステムで継続利用するため、そのネットワーク接続を許容する構成とすること。 | タイムレコーダーや入室管理システム等の機器はどの拠点に何台あるのでしょうか。製品種目と台数を教示いただきたいです。 | タイムレコーダーは本部に5台、分室に1台あります。入室管理システムは本部に3台あります。 |
| 25 | 要件定義書 | 4 | 1.3.2の(6) | RIETI本部及びRIETI分室 | (ウ)RIETI本部及びRIETI分室でRIETI所属の研究員は四半期に一度程度、レイアウト変更を実施する。 | レイアウト変更にあたっては本契約の範囲外と考えておりますがよろしいでしょうか。 | ご認識のとおりです。 |
| 26 | 要件定義書 | 8 | 1.3.4. | その他 | …OSについては原則各部署において運用保守を行うものとするが、請負事業者が仮想化したサーバをIaaSで提供する場合についてはOSを請負事業者側で運用保守を行うものとする。… | オンプレとIaaSで対応が違うのは理由があるのでしょうか。IaaSにおいてもオンプレと同様の方針となりませんか。 ※IaaSであれば、OSより上のレイヤーはオンプレ構成と作業内容は変わらない認識です。 | IaaS方式の場合、OSも付属することがあり、その方式を排除しないためです。ただし、会計システム等の事業者と協議しOSは範囲外(会計システム等の事業者側が担当)とした場合は、この限りではありません。 |
| 27 | 要件定義書 | 13 | 3.2.1の(1) | 基本項目 | (ア)… Microsoft365へのメール及びカレンダー等のデータ移行は請負事業者の責において行うこと… | ユーザでの移行が必要な箇所はユーザ操作を依頼する認識でよろしいでしょうか。 | ご認識のとおりです。 |
| 28 | 要件定義書 | 32 | 3.4.7の(2) | サーバのバックアップ項目 | (イ) バックアップデータは3週間(21日)前まで遡り復元できるデータを保持できること。 | 必ずしも3週間に拘ることなく、リストアが必要な場面、及び必要になるデータについて勘案し、より最適なバックアップを提案するというでよろしいでしょうか。 | ご認識のとおりです。ただし、当研究所では前日や前々日に代表される直近のデータだけでなく、3週間前に代表される直近でないデータに復元させることも必要と考えていることにご留意ください。 |
| 29 | 要件定義書 | 32 | 3.4.7の(3) | クライアントPCのバックアップ項目 | (ア) 各クライアントPCのハードディスクドライブに対して、バックアップを取得すること。 | ハードディスクドライブではなく、各ユーザのデスクトップ等ユーザ領域をバックアップとして取得する方針でも問題ございませんでしょうか。 | 問題ありません。ただし、マニュアルやユーザ教育等を通じてユーザ領域外にデータを保存しないようにする取組も併せて必要になります。 |
| 30 | 要件定義書 | 33 | 3.4.7の(3) | クライアントPCのバックアップ項目 | (イ)各クライアントPCのバックアップは、原則1週間(7日)前まで遡り復元できるデータを保持することとし、詳細については情報システム担当者との協議の上で決定すること。 | 7日に拘ることなく、最新の状態にクライアント環境を戻せるバックアップをご提案するという理解でもよろしいでしょうか。 | 「最新の状態」の定義を明確にしたうえで当研究所と合意できれば問題ありません。 |

| 項 | 資料名 | 頁 | 項番号 | 項題 | 項目名等(具体的箇所) | 質問事項 | 回答 |
|----|-------|-------|--------------|--------------|--|---|---|
| 31 | 要件定義書 | 38 | 4.3.1.の(1) | データ取得量 | 表4-5 データ量 …モノクロプリント量 約98,000枚/月… …カラープリント量 約29,000枚/月… | ■複合機印刷枚数について プリンタの印刷枚数については、別添資料「第5期RIETI PC-LANシステム 要件定義書 参考資料」に記載されております、2019/8-2020/8の13か月の平均枚数を印刷枚数として検討する認識でよろしいでしょうか。 …モノクロプリント量 約68685枚/月 …カラープリント量 約18496枚/月 | 表4-5データ量にある印刷量を上限としてご提案下さい。 |
| 32 | 要件定義書 | 38 | 4.3.1.の(1) | データ取得量 | 表4-5 データ量 …モノクロプリント量 約98,000枚/月… …カラープリント量 約29,000枚/月… | ■プリンタの印刷枚数について 別添資料「第5期RIETI PC-LANシステム 要件定義書 参考資料」に記載されております。2019/8-2020/8の枚数にはカラープリンタの印刷枚数は含まれておりますでしょうか。含まれていない場合は印刷枚数を教えていただけないでしょうか。 | カラープリンタの印刷枚数は集計していないため、参考資料に含めておりません。 |
| 33 | 要件定義書 | 50 | 5.5.の(1) | スパム(迷惑)メール対策 | (ク) 職員及び研究員は判定条件を指定する場合、送信元、送信先、件名、本文内のキーワードに含まれる文字列による指定、添付ファイルの有無、サイズによるフィルタリングを指定できること。 | 本要件は、管理者機能による実現が可能であれば問題ないという理解でよろしいでしょうか。 なお、すべての職員及び研究員の方を対象とする場合は、自分用のブラックリスト、ホワイトリストの編集は可能となります。 | ご認識のとおりです。(要件定義書上、管理者用の機能として要件を定めております。) |
| 34 | 要件定義書 | 53 | 5.6.2.の(1) | メール誤送信防止 | (ク) 破壊されるまでの時間とリマインドメールが送付される時間間隔を当研究所の申請により設定、変更することが可能であること。 | 保留にしようとして送信者に通知でき、保留時間経過後承認の場合は削除されれば問題ないという理解でよろしいでしょうか。 | ご認識のとおりです。 |
| 35 | 要件定義書 | 60 | 5.11.の(1) | 基本項目 | (オ) 対象となるソフトウェアの脆弱性に関して、脆弱性の原因、影響範囲、対策方法、脆弱性を悪用した不正プログラムの流通状況等の情報が取得できること。 | 「対象となるソフトウェア」とは弊社が提供するソフトウェアが対象となる認識でございますが、よろしいでしょうか。 | ご認識のとおりです。 |
| 36 | 要件定義書 | 72 | 6.3.3.の(1)のイ | 複合機、プリンタ | 基本項目 | 「必要十分なサーバー機器・構成とすること」とありますが、「サーバー」記載を外して「必要十分な機器・構成」と読み取ってよろしいでしょうか。 | ご認識のとおりです。 |
| 37 | 要件定義書 | 73,74 | 6.3.3.の(2)のチ | 複合機、プリンタ | コピー機能の利用制限 | ICカードまたは磁気カード等によりコピー機能の利用制限が行えること。なお、カード等の媒体は50個提供すること。」とありますが、こちらの内容に関しまして、ICカードまたは磁気カードの利用制限限定ではなく、複合機にコードを入力することにより利用制限する運用でも可となりますでしょうか(カード等媒体を使用しない運用)。 | ICカードあるいは磁気カードに限定せず、同様の利用制限を実施できれば問題ありません。 |
| 38 | 要件定義書 | 73,74 | 6.3.3.の(2)のチ | 複合機、プリンタ | コピー機能の利用制限 | ICカードまたは磁気カード等によりコピー機能の利用制限が行えること。なお、カード等の媒体は50個提供すること。」とありますが、こちらの内容に関しまして、ICカードまたは磁気カードの利用制限限定ではなく、複合機にコードを入力することにより利用制限する運用でも可となりますでしょうか(カード等媒体を使用しない運用)。 | ICカードあるいは磁気カードに限定せず、同様の利用制限を実施できれば問題ありません。 |
| 39 | 要件定義書 | 74 | 6.3.3.の(2)のツ | 複合機、プリンタ | コピー、プリント集計 | 「上記で提供するカードを用いて、20グループ以上のカラー別コピー枚数(面数)・カラー別プリント枚数(面数)の集計が行えること。」とありますが、上記(6.3.3.(2)(チ))質問事項の運用が可能な場合は、カードに限定せず、複合機にコードを登録し、そのコードを用いて集計をする運用でもよろしいでしょうか。 | ICカードあるいは磁気カードに限定せず、同様の印刷量集計を実施できれば問題ありません。 |
| 40 | 要件定義書 | 74 | 6.3.3.の(2)のツ | 複合機、プリンタ | コピー、プリント集計 | 「上記で提供するカードを用いて、20グループ以上のカラー別コピー枚数(面数)・カラー別プリント枚数(面数)の集計が行えること。」とありますが、上記(6.3.3.(2)(チ))のご提案が可能な場合は、カードに限定せず、複合機にコードを登録し、そのコードを用いて集計をする運用でもよろしいでしょうか。 | ICカードあるいは磁気カードに限定せず、同様の印刷量集計を実施できれば問題ありません。 |
| 41 | 要件定義書 | 75 | 6.3.3.の(3)のキ | 複合機、プリンタ | 自動原稿送り機能 | 「自動両面原稿送り機能仕様時を含め」と記載がありますが「仕様」表記は「使用」で読み取ってよろしいでしょうか。 | ご認識のとおりです。 |
| 42 | 要件定義書 | 75 | 6.3.3.の(3)のヌ | 複合機、プリンタ | モノクロ複合機の枚数(面数)集計 | 「20グループ以上のカラー別コピー枚数(面数)・カラー別プリント枚数(面数)の集計が行えること」とありますが、モノクロ複合機のため「カラー別」の記載を削除して読み取ってよろしいでしょうか。 | モノクロとカラーのそれぞれのプリント枚数(面数)を集計する(モノクロ複合機の場合、すべてモノクロにカウントされる。)事を求めています。 |
| 43 | 要件定義書 | 77 | 6.3.3.の(4)のサ | 複合機、プリンター | 出力用のトレイの収容可能枚数がA4横にて400枚以上であること。 | A4横での収容可能枚数を250枚以上に緩和いただけませんでしょうか。 【理由】 一般的な利用においては、一度に400枚以上印刷するケースは少ないと考えており、仮に発生したとしても、複数回に分けての印刷や複合機印刷を行う事で、支障の無い運用が出来ると考えております。 瞬断等への対応と考えるのは10分程度で問題ないと考えます。 | 現行(第4期)と比較して性能が低下してしまうこと、対応できる製品は複数あることから、要件の緩和はいたしません。 |
| 44 | 要件定義書 | 77 | 6.3.4.の(1) | 基本項目 | (カ)…… ※電力供給時間は1時間程度とする。 | 瞬断等への対応と考えるのは10分程度で問題ないと考えます。 1時間という指定については、目的がございますでしょうか。 | 1時間程度を上限にご提案ください。 |
| 45 | 要件定義書 | 78 | 6.3.4.の(3) | コアスイッチ | (カ) インターフェース速度は、1000BASE-T、TX、SX、LX、LHに対応できること。また、100BASE-FX、TXに対応できること。 | 該当のインターフェースを所有する機器は限定されます。第5期PC-LANにて必要なインターフェースを所有することとしていただけないでしょうか。 | コアスイッチは、構築する事業者が提案する内容で要件を満たすのであれば可とします。 |
| 46 | 要件定義書 | 78 | 6.3.4.の(3) | コアスイッチ | (コ) 故障時には、稼働部分に影響を与えずに、部品交換ができること。 | 部品交換は冗長化しているスイッチの一方が故障した場合、スイッチの本体をシステム稼働に影響なく交換できるという認識でよろしいでしょうか。 | ご認識のとおりです。 |

| 項 | 資料名 | 頁 | 項番号 | 項題 | 項目名等(具体的箇所) | 質問事項 | 回答 |
|----|-------|-----|-----------|-----------------|---|---|---|
| 47 | 要件定義書 | 78 | 6.3.4.(4) | アクセススイッチ | アクセススイッチ | アクセススイッチなしのネットワーク構成を検討しております。アクセススイッチの採用は必須要件でしょうか。 | 必須ではなく、他の製品で目的を果たすことができれば問題ありません。 |
| 48 | 要件定義書 | 88 | 8.5.3.(1) | 基本項目 | (イ) 現行RIETI PC-LANシステムのメールサービスであるG SuiteのGmailから本調達の対象となるMicrosoft365のExchange Onlineへは、次のメールに係るデータを移行すること。 メールボックス及び個人アーカイブのメールデータ | アーカイブデータ移行についてメールアーカイブについては、現行の請負業者によりアーカイブデータを外部媒体に出力いただいたものを保管するという考えでよろしいでしょうか。(アーカイブデータの移行は困難です。) | アーカイブデータは保管し必要時に速やかに確認できれば問題ありません。 |
| 49 | 要件定義書 | 93 | 9.1.(1) | 基本項目 | (ク) 第五期RIETI PC-LANシステムで利用するソフトウェアに脆弱性が発見された場合は、請負事業者が当研究所へ影響範囲等の報告とその対応策を提案して、当研究所の了承のうえで実施すること。 | 「第五期RIETI PC-LANシステムで利用するソフトウェア」とは弊社が提供するソフトウェアが対象となる認識でございしますが、よろしいでしょうか。 | ご認識のとおりです。 |
| 50 | 要件定義書 | 103 | 9.9.のオ | 複合機器等保守要件 | 契約期間中の保守料金については、原則として月額固定による定額制とする。ただし、契約期間における全体の予定使用量を設定したうえで、各月ごとに利用限度枠を設定し、上限額を超えた場合にのみ重量課金する方式であれば可とする。なお、当該上限額を下回る場合、その細分を翌月以降に持ち越し上限額を超過した場合には相殺することができるものとする。 | 予定使用量を設定のうえ、定額制による月額固定費としてご提供する場合におきまして、以下の認識でよろしいでしょうか。 ①設定しました予定使用量未達のご利用実績となった場合においても、定額制での月額固定費用のご請求となる認識でよろしいでしょうか。 ②設定しました予定使用量を超えた場合におきましては、超過利用量分のご請求を別途させていただき認識でよろしいでしょうか。 ③超過利用量分のご請求につきましては、本調達のご契約とは別に、超過利用量分についてご契約としていただく事でよろしいでしょうか。 | ②及び③はご認識のとおりですが、①については予定使用量を下回った場合に翌月以降に持ち越し相殺することがあわせて必要になります。 |
| 58 | 参考資料2 | 2 | 5/9 | 仮想サーバーのシステム構成一覧 | No.23 会計システム #1 … Oracle SE … | 会計システム#1はOracleSE導入サーバは、VSS(Volume Shadow copy Service)によるバックアップを有効にしておりますでしょうか。 | VSSによるバックアップは使用しておりません。 |
| 65 | - | - | - | - | - | M365 ライセンス費用改定時は、別途変更契約を結び、差額費用を調整させていただくことは可能と考えてよろしいでしょうか。 | 改定の程度にもよりますが、当研究所と協議の上で変更契約を締結することは可能です。 |